

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	小城市 (41208)
地域名 (地域内農業集落名)	長神田地区 (大寺、初田、佐織、戊、高田、長神田、仁俣)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月27日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の耕作者により農地を維持管理しているが、高齢化のため農業の持続が難しい状況にある。地域の活性化を進めるためには、後継者を確保する事が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基本的には、可能な限り現在の耕作者が将来的にも耕作していく意向であり、今後も水稻、麦、大豆、飼料用米、飼料用作物、WCS稲、アスパラガス、なす、キュウリ、花き等の栽培を継続していく方向であるが、自己保全の農地が増えてくる可能性もある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前177.6⇒177.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前177.6⇒177.4 ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	変更前175.0⇒175.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大の意向がある担い手などの農家に集約を図りたい。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を図りたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率向上等を目標に基盤整備事業が必要と考えられる区域については取組を検討したい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の耕作者により、農地の維持管理を目指していくが、将来的に後継者の確保を図りたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同機械の導入や作業の受託、共同作業について検討を図りたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--